

日 時：令和6年(2024年)10月24日(木) 10:00～11:00
開催方法：Zoomによるオンライン開催
出席者：別添「出席者名簿」のとおり
議 題：別添「会議次第」のとおり

《開会》

【子ども家庭支援課 小助川課長補佐】

定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度北海道困難女性等支援調整会議 代表者会議を開催いたします。私は、本日の進行を務めます、北海道保健福祉部子ども家庭支援課の小助川と申します。よろしくお願いいたします。開会にあたりまして、北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課の和田課長よりご挨拶を申し上げます。

【子ども家庭支援課 和田課長】

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課長の和田でございます。本日は、大変お忙しい中、北海道困難女性等支援調整会議 代表者会議にご出席いただき、厚くお礼申し上げますとともに、日頃から、道の保健福祉行政の推進にあたり、特段のご支援とご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、今年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたところであり、北海道においては、昨年度策定した北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画に基づき、取組の推進に努めているところです。

近年、女性を巡る困難な問題は、多様化、複合化しており、女性であることに起因して直面する様々な問題に早期に、かつ円滑・適切な支援をしていくためには、市町村をはじめ、関係機関や民間団体の皆様との連携協力が不可欠であると考えております。

このため道では、北海道全体の支援体制の確立や、関係機関との連携強化により、困難な問題を抱える女性等への対応力の向上に繋げることを目的として今年7月に、新たに北海道困難女性等支援調整会議を設置したところで

代表者会議の構成機関としてご参画いただいている皆様におかれましては、本会議を踏まえ、今後行われる実務者会議や個別ケース検討会議の円滑な運営のため、各組織内において情報共有を図るなどの、ご協力をいただきたい。

本日の会議は、会議設置後、第1回目の代表者会議でありますので、まずは道の基本計画と、会議のあり方の概要などについて、事務局からご説明させていただくほか、北海道シェルターネットワーク様から、支援調整会議の必要性や、関係機関との連携のあり方などについて、お話しいただくこととしております。

関係機関の皆様におかれましては、今後ともそれぞれのお立場から、ご支援、ご協力を賜りますとともに、困難な問題を抱える女性に対する支援が効果的に行われますよう、より一層の連携強化をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

《会議概要》

【子ども家庭支援課 小助川課長補佐】

本日は、困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に基づき本年7月に設置しました、北海道困難女性等支援調整会議の第1回目の代表者会議となりますので、今年3月に新規策定しました北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画の概要と、北海道困難女性等支援調整会議の今後の進め方などについて、この後、事務局及び女性相談支援センターからご説明いたします。

本日の会議資料でございますが、事前にお送りしておりますとおり、資料1から資料5までとなっております。

なお、本日は時間の都合もございますので、質問等がございましたら、後ほどメール等でお知らせいただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

《議題（1）》

【子ども家庭支援課 小助川課長補佐】

議題(1)北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画について、事務局からご説明いたします。

【子ども家庭支援課 中出主査】

北海道保健福祉部子ども家庭支援課の中出です。よろしくお願いたします。

今年4月に施行されました「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の概要と、法に基づき策定した北海道の基本計画について、簡単にご説明させていただきます。

資料1-1の法律のポイントについて、まず、新法制定までの経緯について簡単にお話しさせていただきます。

困難な問題を抱える女性への支援は、新法施行前は、昭和31年に制定された、売春防止法を根拠とする婦人保護事業として実施されておりました。

婦人保護事業は、売春を行うおそれのある女子を要保護女子として、その保護更生を図ることを目的として行われてきましたが、その後、女性をめぐる課題が生活困窮や、性暴力・性犯罪被害、家庭環境の課題など複雑化、多様化、複合化する中、配偶者暴力防止法、人身取引対策、ストーカー規制法が整備され、保護の対象者が拡大されていきました。

こうした中、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築するといった事項が盛り込まれた新法が、令和4年5月に、議員立法という形で制定されました。

新法の目的・基本理念には、女性の福祉、人権の尊重といった観点で支援を行うことが明記され、支援の対象は、従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、法律の定義に当てはまる困難な問題を抱える女性を広く支援することとされました。

また、こういった理念に基づき基本的な事項を示した国の基本方針に即し、都道府県は基本計画を策定することとなりました。

次に、資料1-2「女性支援事業の概要」になりますが、新法に基づき、「婦人保護事業」は新たに「女性支援事業」となりまして、その概要については、資料1-2「女性支援事業の概要」のとおりとなっております。

資料1-3は「法律の概要」になります。こちらの説明は省略させていただきます。

資料2は「北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画の概要」で、基本計画の項目と主な取組をまとめたものになります。

基本計画は、第1章から第4章までの4章立てで構成されており、第1章には、基本的な考え方、現状及び課題、基本目標が、第2章と第3章には、具体的な支援内容に関する事項が、第4章は計画の推進について、それぞれ盛り込まれております。時間の都合もありますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

まず、第1章「1 基本的な考え方」の「(1) 策定の趣旨」について、本計画は、先ほど説明しました、困難女性支援法に基づく基本計画の新規策定と、DV防止法に基づき、令和5年度までを計画期間として策定していた第4次DV基本計画の見直しを行い、政策的に関連の深い2つの計画を「困難女性支援計画」として一体的に策定したものでございます。

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間としております。

「2 現状及び課題」については、相談件数や一時保護の実績その他の現状から、課題を掲げております。

「3 基本目標」について、この計画においては、数値目標を設定して成果を図るといったことは馴染まないことから、成果指標の設定はございませんが、現状や課題から、記載のとおり5つの目標を設定しているところでございます。

第2章は、困難女性支援のための施策内容ということで、困難女性支援法に基づく国の基本方針に即して、道の施策について記載しております。

なお、主な取組に掲げているものについて、全てを直ちに実施するというのではなく、国の基本方針に基づき、実施の可否も含め、今後検討を行うものも含まれておりますので、ご了承いただきたいと思います。

「1 支援の内容」の(4)一時保護についてですが、暴力被害などから緊急に保護することが必要と認められる場合に、女性相談支援センターが自ら、または委託により一時保護を行うこととなっておりますが、昨年度までは、委託による一時保護の対象は、DV防止法に基づく暴力被害者のみとしており、DV被害者以外の一時保護は、女性相談支援センターで行っていたところでございます。

令和6年度からは、民間シェルター等への委託による一時保護の対象を拡大し、DV被害者以外の困難女性も受入可能としております。

次に、(9)アフターケアについてですが、支援対象者が一時保護や自立支援の後、地域生活に移行するにあたっては、孤立しないよう支援を継続する必要があることから、生活再建を支えるため、女性相談支援センターでのアフターケアをはじめ、市町村や民間団体と連携した継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うことについて、取組に掲げております。

「2 支援の体制」の(4)支援調整会議について、困難な問題を抱える女性に対し、早期に円滑かつ適切な支援を行うため、関係機関で組織する会議体として、困難女性支援法で規定されているものです。

道においては、先日、市町村、道立女性相談支援センター、民間団体等の関係機関で構成する「北海道困難女性等支援調整会議」を設置しまして、各地域 DV 連絡会議の構成機関にもご参画いただいているところでございます。

会議は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議に分けて実施することとしております。

第 3 章は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等のための施策内容に関する事項」ということで、第 4 次 DV 基本計画を見直したものでございます。

第 2 章と重複する部分もありますが、根拠法が異なるため、DV 被害者とそれ以外で分けて記載すべきこともありますことから、別の章立てとしております。

「2 被害者の発見や相談体制の充実」については、被害者の早期発見や安全確保のため、関係機関や団体、市町村等に対し積極的な情報提供を行うことや、相談支援体制の充実のため、民間シェルター等関係機関と連携を図ることについて記載しております。

その他、医療関係者などからの通報や、通報を受けた場合の対応策、警察における被害者保護のための取組などについて記載しております。

「3 安全な保護のための体制の整備、充実」については、被害者の身の安全を図るため、警察等との連携による安全確保や、保護命令制度の適切な利用のほか、一時保護体制の充実や関係機関との連携などについても記載しております。

「4 自立支援」については、被害者の自立を促進するためには、生活や経済的な基盤を安定させるため、就業の促進や住宅の確保、福祉制度などの利用が適切に行われる必要があることから、各種支援制度の情報提供のほか、子どもの就学に関する助言や、その他被害者の自立に向け、必要な支援に関する情報提供を行うことについて記載しております。

「5 関係機関、団体の相互の連携協力」については、一時保護委託による全道的な一時保護体制や、民間シェルター等との連携の他、市町村、関係機関、団体との連携協力について記載しております。

第 4 章は、計画の推進について、推進体制と点検評価について記載しております。

基本計画に関する説明は以上となります。

最後になりますが、道としては今後、基本計画に基づき、困難な問題を抱える女性等への支援を行って参りますが、最近の傾向としまして、支援対象者本人やその子どもに、精神疾患や発達障がいなどの特性があることにより、支援が難しくなっているケースがとて多い状況になっております。

そういった方々を適切に支援するためには、複数の関係機関による連携協力が必要不可欠であることから、市町村や関係機関の皆様へは、支援調整会議などを通してご協力をお願いしていきたく思っております。

以上です。

《議題（2）》

【子ども家庭支援課 小助川課長補佐】

続きまして、議題(2)北海道困難女性等支援調整会議の設置及び概要について、引き続き事務局からご説明いたします。

【子ども家庭支援課 中出主査】

引き続きお願いいたします。

資料 3「北海道困難女性等支援調整会議」について、をご覧ください。

先ほどの基本計画の中でも触れましたが、困難女性支援法第 15 条において、支援調整会議の設置が地方公共団体の努力義務とされたことから、道としましては、配偶者暴力防止法第 5 条の 2 に基づく協議会を兼ねて、「北海道困難女性等支援調整会議」を設置したところです。

「1 設置目的」につきましては、困難な問題を抱える女性等の支援のため、地域の関係機関等が支援対象者に関する情報や考え方を円滑に共有し、適切に連携・協力する体制を構築することとしております。

「2 構成機関」につきましては、売春防止法に基づく要保護女子及び、配偶者暴力防止法に基づく被害者の保護のための連携協力を目的として設置している既存の会議体とほぼ同じ機関が困難女性支援に関わる機関となりますことから、当課で所管しております「女性相談援助関係機関連絡会議」と各振興局で所管しております「各地域の DV 連絡会議等」の構成機関を基本としてご参画いただいているところです。

会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の 3 段階で構成しており、既存の会議体との関係としては、資料の図のとおり、「代表者会議」は、女性相談援助関係機関連絡会議の構成機関のうち、各機関の上部機関に当たる機関とし、「実務者会議」は、女性相談援助関係機関連絡会議と各地域の DV 連絡会議等の構成機関を基

本として構成することとしております。

「3 会議の構成及び役割等」について、(1) 代表者会議は、各機関の上部機関と、女性相談支援員を設置する12の市で構成し、関係機関等の円滑な連携の確保のため、各機関の管理職レベルで連携を深め、共通認識の醸成を図ることで、実務者会議や個別ケース検討会議を円滑に運営するための環境整備を行い、地域における会議の実施状況を共有し、支援に関する課題などについて、各機関の組織内において情報共有することで、道全体の支援体制の確立、連携強化、対応力の向上に繋げていきたいと考えております。

なお、今後、支援体制を充実させるため、市町村の支援調整会議設置促進の観点から、女性相談支援員を設置する市についても構成機関とさせていただいております。

協議内容としましては、記載している順番とは前後しますが、全道の実務者会議及び個別ケース検討会議の実施状況について情報共有し、各機関でどのような支援策が実施可能なのかを確認するとともに、実際に行った支援が適切であったかなどについて検証や評価を行っていただくこととしております。

なお、会議は、原則として年1回以上開催することとしており、来年度以降は、各地域における支援状況に関する情報共有や、実施体制の確認、検証などを行っていただく予定としております。

次に(2)実務者会議は、困難女性支援に関わる機関等の実務者により構成し、各地域における個別ケース全体のフォローや実施状況等の共有を図るとともに、地域の実態や課題等の検討を行うことで、地域における支援体制の確立、連携強化、対応力の向上に繋げるため、個別ケース検討会議を実施したケースに係る情報共有及び検討を行うほか、地域の困難女性への支援や課題などの情報共有や、地域において活用可能な地域資源の情報共有などを行うこととしております。

会議は必要に応じて開催することとし、協議事項がある地域において、女性相談支援センター所長が招集して開催することとしております。

(3) 個別ケース検討会議は、複数機関による支援の検討が必要なケースについて、支援に直接関わる可能性のある機関を招集して行うこととしております。

詳細につきましては、この後、女性相談支援センターから説明しますので、ここでは割愛させていただきます。

最後に「4 守秘義務」について、支援調整会議では、ケースの支援に必要な個人情報共有することとなりますので、構成機関等には守秘義務が課せられております。

なお、守秘義務につきましては、支援調整会議にご参画いただくに当たって、構成機関の皆様にご同意をいただいております。

なお、参考資料2は、各機関からいただきました主な支援内容の情報をまとめたものですので、ご参考としてください。

私からの説明は以上になります。

【子ども家庭支援課 小助川課長補佐】

続きまして、支援調整会議の個別ケース検討会議と実務者会議につきまして、女性相談支援センターからご説明いたします。

【女性相談支援センター 竹本所長】

女性相談支援センター所長の竹本でございます。

本日出席の皆様には、本センターの女性支援事業に当たりまして、日頃から大変お世話になっておりまして、この場を借りてお礼申し上げます。

センターからは個別ケース検討会議の進め方について説明をさせていただきます。

資料4-1「支援調整会議（個別ケース検討会議）の概要」という資料をご覧ください。

個別ケース検討会議は、一時保護中や、今後一時保護も検討することが必要なケースのうち、対応する関係機関が個別の対応が困難と判断した場合に、当センターに開催を要請していただきまして、センターが開催を決定するものです。

開催決定にあたりましては、個別ケース検討会議の開催という欄にあるとおり、本人の状況、希望から、会議に参画する関係機関を選定して、招集いたします。

会議においては召集した複数の関係機関で支援策を検討していただき、本人の希望に沿った個別支援計画などの策定につなげていきます。

会議の後は、本人に寄り添いながら自立に向けた各種支援策につなげていきます。状況によっては複数回の検討会議の開催も考えられます。このような検討会議を通して市町村を始めとした関係機関との連携のもと、地域における見守り体制を構築していきたいと考えております。

一番下の囲みになりますけれども、すでに今年度実施した個別ケース検討会議の事例を参考までに載せさせていただきました。

【個別ケースに係る内容のため、非公開】

センターの方は、Web で参加したのですが、迅速かつ柔軟に対応するために、センター側には基本的に Web での参加というものを考えています。

ただ、対面の方が情報量も格段に多くなるというのは皆さんご存知のとおりでして、地元ではなるべく対面で集まっていたきたいとは考えております。

ただ、このたびの開催で、地元の市町村、それから振興局のご協力なしでは、会議開催が本当に難しいということもわかりました。

地元市町村、また振興局には大変お手数をおかけすることになると思いますが、個別ケース検討会議の開催にあたっては、何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは資料 4-2、「北海道困難女性等支援調整会議（実務者会議・個別ケース検討会議）開催要領」という資料をご覧ください。

まだ案の段階ではございますが、センターが主催することになっている実務者会議と個別ケース検討会議に関して、参考資料 1 にありました設置要綱の方で定められていない、細かい事務手続きなどの部分を定めております。

個別ケース検討会議については、第 3 のところで規定しております。

第 3 の第 2 項、開催に係る事務手続きというところで、まず、(1) 開催要請についてですが、会議開催を要請できる機関は設置要綱の方に定められておりまして、実務者会議の構成機関ということになっております。

構成機関が個別ケース検討会議の開催が必要だと判断した時には、資料前後するのですが、資料 4-3 にあります、「個別ケース検討会議資料」となっている様式をセンターに提出していただきます。

その後は、資料 4-2 の第 3 の第 2 項 (2) にあるとおり、センターが必要な支援機関を招集して、会議を開催することになります。

そして、(3) のとおり、会議開催については、当事者の同意を得るものとしております。

会議終了後は、(4) の通り、個別ケース検討会議資料を記載していただきまして、協議結果を、要請機関からセンターの方に報告していただく、このような流れで開催したいと考えております。

そして、第 4、会議の進行というところですが、会議は概ねここにあるとおり、(1) から (3) のとおり進めることにしておりまして、司会などの役割分担については、あらかじめセンターが事前に調整して決めたいというふうに考えております。

以上で資料の説明は終わりますけれども、まだ個別ケース検討会議の開催については手探り状態です。これから実際に会議開催の状況などを見ながら、要領等については、随時修正を加えていきたいと思っています。

それから資料にはございませんが、これまでも関係機関同士で、会合等を開催して、必要な話し合いをしてきたと思いますが、今回の個別ケース検討会議の規定が、これまでのそういった会合を妨げるものではございません。

センターが招集する、しないに関わらず、必要な支援が話し合いには各関係機関が連携協力して、積極的に対応していただきたいと思っています。

以上で個別ケース検討会議についての説明を終了させていただきます。

各関係機関の皆様のご協力について重ねてよろしくお願い申し上げます。

【子ども家庭支援課 小助川課長補佐】

ありがとうございました。

続きまして、実際の支援の現場で活動されております民間シェルターから、支援調整会議の必要性や、関係機関との連携について、北海道シェルターネットワークを代表いたしまして、女のスペース・おん 代表理事の山崎様からお話しいただきたいと思っております。

山崎様、よろしくお願いいたします。

【NPO 法人女のスペース・おん 山崎代表理事】

北海道シェルターネットワーク事務局長の山崎です。

日頃より皆様には、私たち当事者を中心に、支援調整会議という形ではなく個別検討ということでご協力くださりましてありがとうございます。

私の方からは、基本的には個別ケース検討会議ということをお話させていただきたいと思っております。

北海道シェルターネットワークですが、このように 8 ヶ所シェルターがあります。北見、釧路、帯広、旭川、札幌、苫小牧、室蘭、函館です。

私たち8ヶ所は、定期的集まってケース検討や、色々な意見交換をして、北海道庁、女性相談支援センター、北海道警察などとも意見交換をさせていただいております。

どんな流れで私たちに繋がっているのかということですが、まず、当事者が関係機関、区役所・市役所や警察などに相談に行きます。

そこで、一時保護が必要ということになると、女性相談支援センターに一時保護依頼をし、私ども民間シェルターのほうに一時保護依頼が来ます。また、当事者から直接民間シェルターに相談にくることもあります。

その後、私たちが女性相談支援センターに連絡をして、こういう方がいるので一時保護したい旨の相談票を送って、判断をしてもらう形になっています。

そこで民間シェルターに委託、または女性相談支援センターの方が良いということになれば、そちらの方で保護という流れになっております。

民間シェルターと公的シェルターはどう違うのか、聞かれることも多いのでお話しします。

民間シェルターは47都道府県にはなく、34都道府県にあって、公的シェルターは47都道府県必置なので、最低1箇所はあります。北海道では女性相談支援センターということになります。

そして、利用できる家族についてですが、民間シェルターはアパートの一室を借りて、家族に使っていただくという形態をとっておりますので、たくさんの世帯を保護できるわけではありません。

当シェルターの場合はDVシェルターが2ヶ所、困難女性に関するシェルターが1ヶ所、そして若年女性のためのシェルターが1ヶ所、ステップハウスが1ヶ所という感じになっています。

公的シェルターに関しては、大きい建物があって、たくさんの家族を保護することができるという形になっています。

人員体制ですけれども、民間シェルターはそんなに人件費にける余裕がないので、24時間体制で待機することができません。

なので、当シェルターの場合は、部屋の鍵を当事者にお渡しして食品もお渡しして、ご自身で買い物に行ってもらってご飯を作ってもらって、ということをやっています。

一方、公的シェルターの方には24時間、夜中も警備してくださっている方がいらっしゃるということになっています。

同伴児童の年齢制限ですけれども、民間シェルターでは制限はありません。一方、公的シェルターは女性の集団生活ということなので、12才以上の男の子は児童相談所に一時保護されるという形になります。

最近ではペットの相談も多いですが、ペットに関しては、利用可能なシェルターがありますので、確認していただければと思います。

ちなみに、当シェルターは大丈夫なシェルターを借りています。

なので、このように民間シェルター、公的シェルターそれぞれ利用できるところが違うので、その方の当事者の状況に合わせて、利用していただければと思っています。

【個別ケースに係る内容のため、非公開】

ということで、どんなケースもそれぞれ一人一人違うので、その人に合わせた連携が必要と感じています。

4年前から若年女性のシェルターも開設しました。

内閣府のパイロット事業から始まって、今は北海道からの委託事業ということで若年女性の支援をしています。

彼女たちは、まず家に居場所がない。そうすると、SNSなどで、色々なところに行ってしまうと、性被害に遭うというケースが非常に多いです。

【個別ケースに係る内容のため、非公開】

本当にたくさんの関係機関が連携しないと対応できなかったケースです。

若い女の子の場合は、本当に生育歴からたくさんの困難を抱えているので、精神的なケアも含めて、これからたくさん関係機関との協力をお願いしたいというふうに思っています。

先ほどの支援調整会議のイメージや、個別ケースのイメージなのですが、DV、虐待、性暴力、貧困、ホームレス、高齢、多国籍、障がいがある方ということで、色々な問題・困難が違うものですから、その都度、こういったところと連携するのが必要なのかというのは課題になっています。

ただ、北海道、特に札幌は、そういった個別ケースを専門に扱う民間団体が他の都府県に比べてすごく充実していて、民間団体がたくさんいるので、そういった意味では今、連携のネットワークに関してはとても整備されていると感じています。

当事者を中心に、支援調整会議を行いながら、当事者が新しい生活を築いていけるような私たちの連携というのがすごく大切だと思っています。これが私たち民間団体の持っているイメージです。

今後ともよろしくお願ひします。

《閉会》

【子ども家庭支援課 小助川課長補佐】

山崎様、ありがとうございました。本日、予定していた議題については以上となります。

お集まりいただいた代表者会議 構成機関の皆様におかれましては、今後、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、各機関の組織内での情報を共有していただきまして、道全体の支援体制の確立、連携強化等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。

なお、冒頭でお願いしましたとおり、質問等ございましたら、別途メール等でお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年度北海道困難女性等支援調整会議 代表者会議を終了いたします。